

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十七日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原秀行

<p>飯田橋石神井新座線</p>	<p>路線名</p>
<p>新座市栗原三丁目二六〇番六地先から 同市栗原三丁目二八〇番三地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和二年三月十七日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十四年四月 二十七日付け埼玉県 朝霞県土整備事務 所長告示第十一号 で告示した道路予定 区域の一部供用開始 である。 延長九九・八四メー トル</p>	<p>備考</p>